

熱中症対策に係る庁内体制について

1. 改正気候変動適応法の概要

熱中症対策の強化を目的に気候変動適応法が改正され、令和6年4月1日付で全面施行された。

(1) 政府の「熱中症対策実行計画」の策定（R5.5.30閣議決定）

- 法改正により法定の閣議決定計画に位置付け
- 関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に政府一体となった熱中症対策を推進
 - 地方公共団体の基本的役割も明記

県	・熱中症対策のための庁内体制整備 ・市町村が行う熱中症対策に関する事務又は業務の実施を助け、広域的な熱中症対策を推進
市町村	・熱中症対策のための庁内体制整備 ・区域の自然的社会的条件に応じ、自主的かつ主体的に対策を推進 ・地域における事業者、住民等の多様な関係者に熱中症に対する理解醸成 ・それぞれの主体による熱中症予防行動の促進

(2) 熱中症特別警戒情報の創設等（R6.4.24から運用開始）

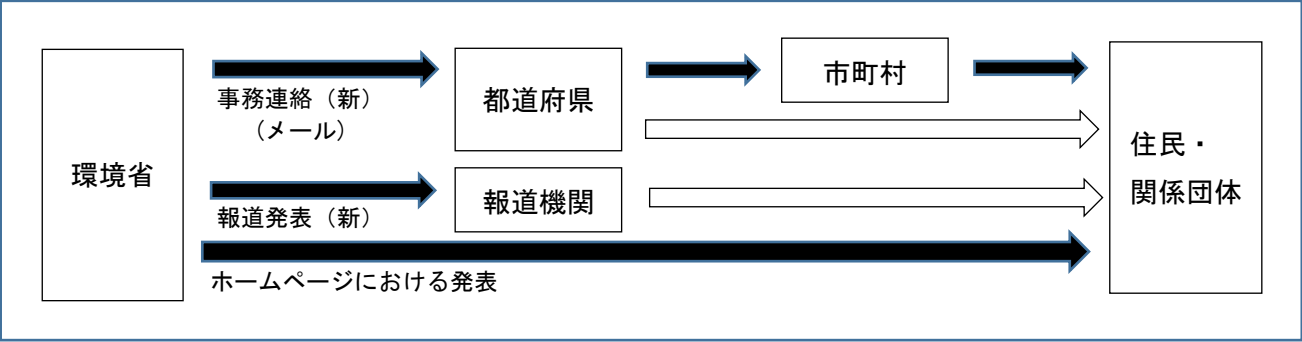
- ・現行の熱中症警戒アラートを「熱中症警戒情報」として法に位置付け
- ・さらに一段上の「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」を創設（新規）

	熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート)	熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート)
位置づけ	個々人が最大限の予防行動を実践できるよう国、地方公共団体等、 <u>全ての主体で支援</u>	熱中症の危険性に対する <u>気づき</u> を促す
運用期間	令和7年度：4月23日～10月22日	令和7年度：4月23日～10月22日
発表基準	都道府県内において、 <u>全ての暑さ指数情報提供地点*</u> で翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が <u>35に達する場合</u> ※本県：20か所	府県予報区等**内において、 <u>いずれかの暑さ指数情報提供地点</u> における、翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が <u>33に達する場合</u> ※北海道と沖縄県以外は各都府県単位
発表時間	原則、前日の10時時点における翌日の予測値で判断し、 <u>前日14時に発表</u>	原則、 <u>前日17時及び当日5時時点</u> における予測値を基に発表
地域単位	都道府県単位	府県予報区等

➤これまで熱中症特別警戒情報の発表基準に該当する例は、全国で1例もない。

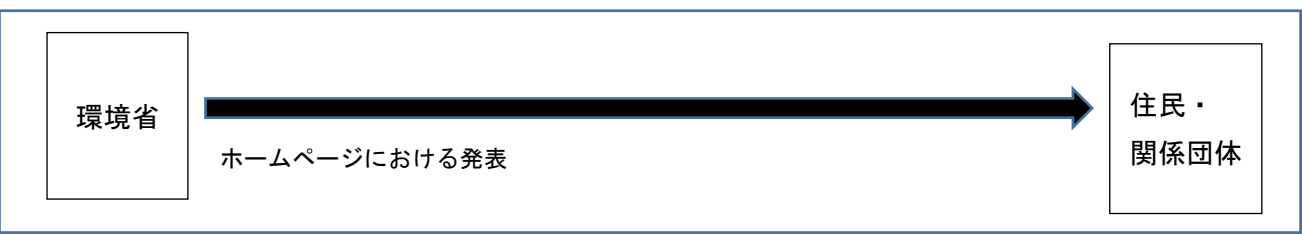
【熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の主な伝達経路】

都道府県は環境省からの通知を受け、市町村に伝達する義務が発生



- ・黒矢印 ➡ : 法律に基づく情報の流れ
- ・上記のほか、気象庁から都道府県、報道機関を通じて呼びかけを実施（法に基づかない対応）

【熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）の主な伝達経路】



- ・黒矢印 ➡ : 法律に基づく情報の流れ
- ・上記のほか、気象庁から都道府県、報道機関を通じて呼びかけを実施（法に基づかない対応）

(3) 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）制度の創設

- ・市町村長が、適切な冷房設備を有し、受入可能とする人数に応じた空間が適切に確保されている施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を指定暑熱避難施設として指定し公表
 - 市町村長は、あらかじめ指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日及び時間帯、受入可能人数を公表しなければならない。
 - 指定暑熱避難施設の管理者は、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表している開放可能日及び時間帯において一般に開放しなければならない。



冷水・お茶の提供（東京都新宿区）



のぼり旗設置等による周知（埼玉県熊谷市）

(4) 熱中症対策普及団体制度の創設

- ・市町村長が、熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定

2. 熱中症対策のための庁内体制

近年、熱中症による健康被害が急増する等、気候変動問題への対策は待ったなしの状況に至っている。今後も見込まれる酷暑に対し、各部局が連携し的確な熱中症対策を実施するため、知事をトップとする山形県熱中症対策会議を設置する。また、関係部局が連携し総合的かつ計画的に熱中症対策を推進していくため、対策会議の下に山形県熱中症対策調整会議を置く。

1. 山形県熱中症対策会議 ※熱中症特別警戒情報発表時等に開催

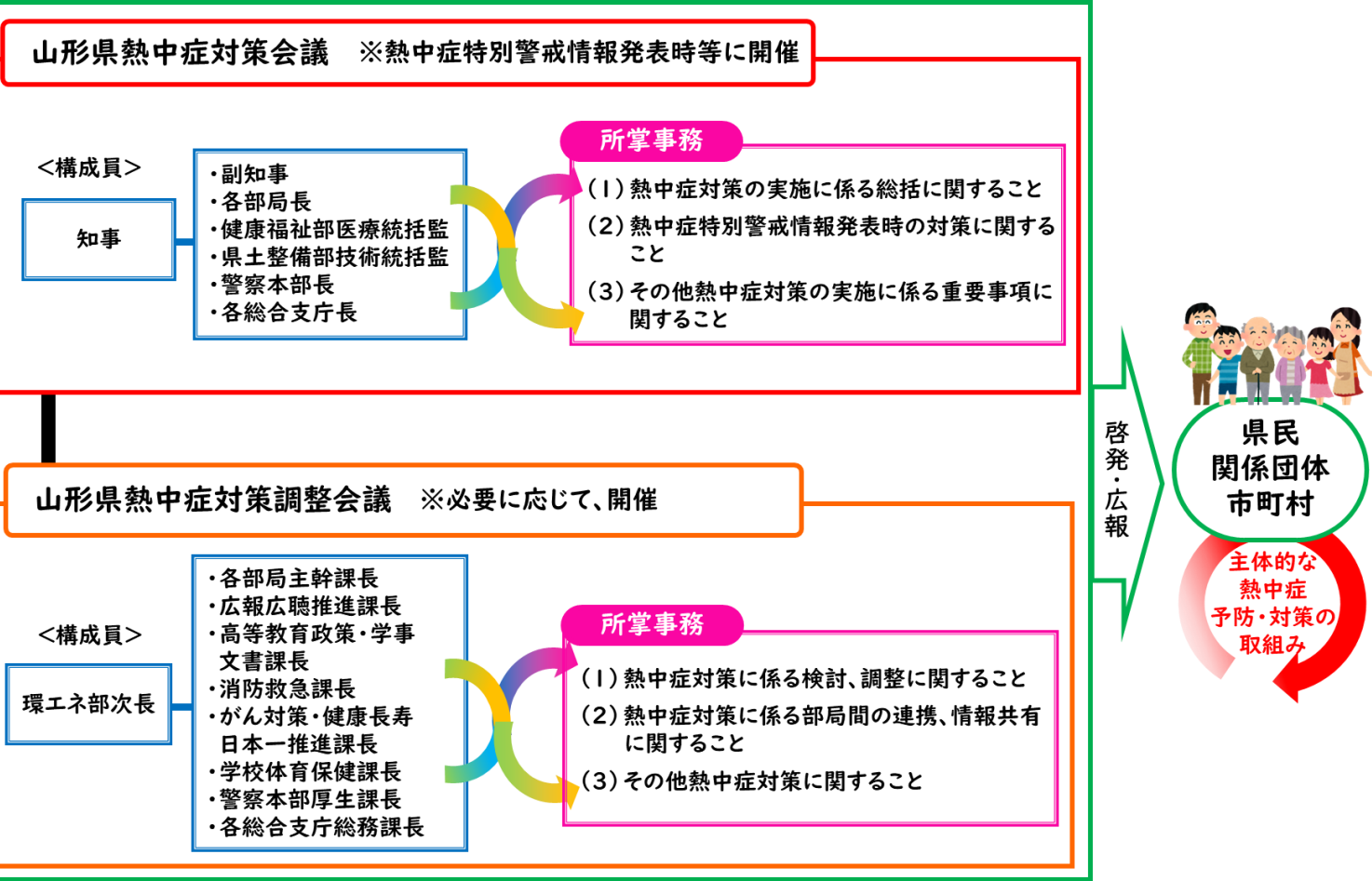
- (1) 構 成 員：知事（議長）、副知事、各部局長、健康福祉部医療統括監、県土整備部技術統括監、警察本部長、各総合支庁長
- (2) 所掌事項：熱中症特別警戒情報発表時の対策等について協議する

2. 山形県熱中症対策調整会議 ※必要に応じて開催

- (1) 構 成 員：環境エネルギー部次長（議長）、各部局主幹課長、広報広聴推進課長、高等教育政策・学事文書課長、消防救急課長、がん対策・健康長寿日本一推進課長、スポーツ振興課長、教育政策課長、学校体育保健課長、警察本部厚生課長、各総合支庁総務課長
- (2) 所掌事項：熱中症対策に係る検討・調整、部局間の連携・情報共有等について協議する

3. 事務局：環境エネルギー部環境企画課

◎ イメージ図



3. 熱中症対策に関する役割分担

訴求対象	担当部局	
県民全体	健 福 部	○熱中症予防に係る普及啓発・注意喚起
	環エネ部	○クーリングシェルター制度に係る普及啓発、指定施設WEBマップの作成・公表
	防 災 部	○救急搬送状況の把握・公表
高齢者・医療・福祉等関係団体	健 福 部	○高齢者等の熱中症予防に係る注意喚起 ○高齢者・医療・福祉等関係施設における熱中症対策実施の呼びかけ
幼稚園、保育園、学校・特別支援学校等	子育て部	○幼児教育・保育施設、児童養護施設等における熱中症対策実施の呼びかけ
	教 育 局 総 務 部	○学校・特別支援学校の教育現場・部活動等における熱中症対策の実施、事故防止の徹底
スポーツ団体	観文ス部	○スポーツ団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体）における熱中症対策実施の呼びかけ
商工観光業団体、農林水産業団体、建設業団体等	関係部局	○労働現場、イベント等における熱中症対策実施の呼びかけ
県施設関係	関係部局	○県施設（公の施設、医療・福祉施設、教育施設、県立病院等）での熱中症対策の実施、事故防止の徹底
県主催イベント関係	関係部局	○県主催イベントにおける熱中症対策の実施、事故防止の徹底
市町村	環エネ部	○熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の伝達（環境省⇒県⇒市町村） ○市町村における庁内体制の整備、クーリングシェルターの指定等の促進
	関係部局	○所管分野における熱中症対策に係る連携（情報共有、協力依頼等）
庁内	環エネ部	○熱中症対策会議、熱中症対策調整会議の設置等による庁内体制の構築

山形県熱中症対策会議設置要綱

(目的)

第1条 近年、熱中症による健康被害が急増する等、気候変動問題への対策は待ったなしの状況に至っている。今後も見込まれる酷暑に対し、各部局が連携し的確な熱中症対策を実施するため、山形県熱中症対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(対策会議の所掌事項)

第2条 対策会議は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 熱中症対策の実施に係る総括に関すること
- (2) 熱中症特別警戒情報発表時の対策に関すること
- (3) その他熱中症対策の実施に係る重要事項に関すること

(対策会議の構成)

第3条 対策会議は別表1に掲げる者で構成する。

- 2 対策会議に議長を置き、山形県知事をもって充てる。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 対策会議は、本県において熱中症特別警戒情報が発表された場合のほか、議長が特に必要と認めたときに、議長が招集し、開催する。

- 2 議長は、必要に応じ、研究機関や学識経験者等の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(熱中症対策調整会議の設置)

第5条 関係部局が連携し総合的かつ計画的に熱中症対策を推進していくため、対策会議の下に山形県熱中症対策調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(調整会議の所掌事項)

第6条 調整会議は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 熱中症対策に係る検討、調整に関すること
- (2) 熱中症対策に関する部局間の連携、情報共有に関すること
- (3) その他熱中症対策に関すること

(調整会議の構成)

第7条 調整会議は別表2に掲げる者で構成する。

- 2 調整会議に議長を置き、山形県環境エネルギー部次長をもって充てる。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(調整会議)

第8条 調整会議は、必要に応じ、議長が招集し、開催する。

- 2 議長は、必要に応じ、研究機関や学識経験者等の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 対策会議及び調整会議の庶務は、環境エネルギー部環境企画課において処理する。

附 則

この要綱は令和6年4月23日から施行する。

別表1

山形県知事
山形県副知事
総務部長
みらい企画創造部長
防災くらし安心部長
環境エネルギー部長
しあわせ子育て応援部長
健康福祉部長
健康福祉部医療統括監
産業労働部長
観光文化スポーツ部長
農林水産部長
県土整備部長
県土整備部技術統括監
会計管理者
教育長
企業管理者
病院事業管理者
警察本部長
村山総合支庁長
最上総合支庁長
置賜総合支庁長
庄内総合支庁長

別表2

環境エネルギー部次長
総務部人事課長
総務部広報広聴推進課長
総務部高等教育政策・学事文書課長
みらい企画創造部企画調整課長
防災くらし安心部防災危機管理課長
防災くらし安心部消防救急課長
環境エネルギー部環境企画課長
しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課長
健康福祉部健康福祉企画課長
健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課長
産業労働部産業創造振興課長
観光文化スポーツ部観光交流拡大課長
観光文化スポーツ部スポーツ振興課長
農林水産部農政企画課長
県土整備部管理課長
会計局会計課長
教育局教育政策課長
教育局学校体育保健課長
企業局総務企画課長
病院事業局県立病院課長
警察本部警務部厚生課長
村山総合支庁総務企画部総務課長
最上総合支庁総務企画部総務課長
置賜総合支庁総務企画部総務課長
庄内総合支庁総務企画部総務課長

- ・気象庁の向こう三か月予報では、今年度は6月から8月にかけて平年より平均気温が高くなる見込み
- ・これからの暑さの本格化に向け、県民の生命・健康を守るための熱中症対策を一層推進

1 庁内体制の整備

○山形県熱中症対策会議等の設置【環エネ】

今後も見込まれる酷暑に対し、各部局が連携し的確な熱中症対策を実施するため、知事をトップとする「山形県熱中症対策会議」を設置
また、関係部局が連携し、総合的かつ計画的に熱中症対策を推進していくため、対策会議の下に「山形県熱中症対策調整会議」を設置

2 クーリングシェルトーの利用促進等

○市町村における指定の推進、県民における利用の促進【環エネ】

市町村に対してクーリングシェルトーの制度を周知し、指定を働きかけるとともに、市町村が指定した施設が地図上で分かるWEBマップの作成等により、県民の利用を促進

3 熱中症対策のための設備導入等

①学校・児童養護施設等への可搬式冷房機器の導入（令和6年度までに整備済）

【教育、総務、子育てほか】

- ・市町村立中学校
- ・県立学校（中学、高校、特別支援）
- ・私立高等学校
- ・青少年教育施設
- ・一時保護施設
- ・児童養護施設 など

②通学時の安全対策等に対する支援【教育】（令和6年度助成終了）

小中学生の通学時における安全対策等として、携帯電話等の購入が困難な生活保護世帯に対する購入援助を行う市町村に対して助成

③職場における熱中症対策の強化【総務】（令和7年度新規）

労働安全衛生規則の一部改正（令和7年6月1日施行）により職場における熱中症対策が強化されたことを受けて、熱中症を生ずるおそれのある作業に係る報告体制の整備、措置フローの作成、各職員への周知を実施

4 県民への注意喚起・普及啓発

①県民に対する熱中症への注意喚起、熱中症の予防と対処方法に関する普及啓発【健福、総務】

- ・熱中症への警戒が必要と判断される場合におけるプレスリリース及び県公式SNSによる随時の注意喚起
- ・テレビ、ラジオ、新聞、県ホームページ等を活用した熱中症の予防、対処方法に関する普及啓発
※ SNSなどを使用しない方にも情報を伝えるため、熱中症予防啓発チラシを作成し、市町村と連携して回覧板等を活用した情報発信を実施

②学校等における熱中症対策の実施、事故防止の徹底

【教育、総務、子育て】

- ・熱中症事故防止に向けて早期から注意喚起を実施
- ・運動会・体育祭の実施時期の見直し
- ・幼児教育・保育施設、児童養護施設等における熱中症対策実施の呼びかけ

③関係団体等を通じた熱中症対策の呼びかけ【各部局】

関係団体を通じた労働現場、イベント等における熱中症対策実施の呼びかけなど

④県の施設及び県主催イベント等における熱中症対策の徹底

【各部局】

⑤熱中症による救急搬送状況の公表【防災】

県民に熱中症に対する注意を促すため、週ごとの熱中症による救急搬送状況を公表（概ね4月下旬～10月上旬）、併せて「山形県救急電話相談」の周知を実施